

産山樹木葬使用規約

第1条 名称

この墓地の名称は、「産山樹木葬墓地」（以下墓地）とします。

第2条 設置の目的

1. 本墓地は、自然の中から生まれてきたいのちを自然の中に還すことを目的とした自然葬型の墓地です。
2. 同時に、荒れ果てつつある里山を保護し、美しい緑と花に包まれた里山に再生し、これを後世に残すことを目的としています。

第3条 墓地の提供者

本墓地は、宗教法人真宗正信教会を提供者とします。

第4条 提供者の権限

提供者は、本規約に定めるところに従って墓地を管理し、本規約に定めのない事項は第2条の墓地設置の目的に沿うように別途提供者が決定するものとします。

第5条 墓地使用契約の成立

1. 墓地の使用者（以下「使用者」）は、第2条および以下の条項を承諾のうえ、墓地の提供者（以下「提供者」）に対して、提供者の管理する墓地区画（以下「墓所」）の永代使用を申込み、提供者がこれを承諾した場合に、双方で「産山樹木葬永代使用契約」を結ぶことが必要です。
2. 提供者は、使用者に「産山樹木葬使用許可証」を交付することによって、墓所を焼骨の埋蔵のために使用することを認めます。
3. 使用者は、提供者に別途定める区画使用料（永代使用料）を納付し、提供者が納付を確認することをもって、本契約は成立するものとします。

第6条 墓所の使用

1. 墓所の位置は、中心点を墓地内の図面に示す基準木（複数）から距離を測定して定め、図面に記載します（同時に GPS データも測定・記載します）。

2. 墓所の境界線は、これを設けず、墓所の中心点と隣接する他の墓所の中心点との距離は3メートル以上とします。
3. 使用者は、前項1に定める墓所の中心点より半径1メートル以内の墓所に4体まで埋骨することができます。2体までは永代使用料に含まれていますが、3体目以降は1体あたり別途定める金額を納付することにより、親族および提供者が許可した焼骨を埋葬することができます。ただし、提供者に対して、使用許可証の提示、使用者との関係を示す文書の提出、ならびに火葬許可証・火葬証明書・改装許可証のいずれかの提出が必要となります。必要な文書・書類が欠けていた場合、または提供者側に合理的な理由がある場合には、提供者は焼骨の埋葬を許可しないことがあります。
4. 使用者は、墓所には外柵・墓石・焼骨の容器・焼骨管理のためのカロート等の施設等の設置ならびに使用はできません（つつじ等の低木や草花などの植栽は可能です）。
5. 使用者は、提供者が予め許可する範囲で、墓所の中心点を表す花木を植栽することができます。ただし、植栽する花木は提供者が指定するもののなかから選択することとします。
6. 使用者は、契約区画を焼骨を埋葬する以外の目的には使用することはできません。
7. 使用者は、提供者の承諾なく、墓所を使用する権利を第三者に譲渡し、また、墓所を第三者に転貸することはできません。
8. 使用者は、墓所に焼骨を埋葬する時には提供者に連絡し、提供者の立ち会いの下で埋葬しなければなりません。提供者は、提供者側の都合がつかない場合、または、冬場等で墓地内立ち入りが困難な場合には、使用者と協議して、焼骨の埋葬日時を変更することができます。
9. 使用者は、焼骨を埋葬するとき、地面を30～50センチメートル程度掘り下げ、直接焼骨を埋葬することとします。
10. 提供者は、使用者に対して、その宗教・宗派を問わず墓所の使用を認めます。したがって、使用者は、焼骨を埋葬する際および法要等の祭祀において、自らの宗教・宗派に従った儀礼を行う自由があります。
11. 使用者は、予め提供者と手順および費用を協議し、別に契約を結ぶことにより、使用者が焼骨の埋葬を自ら行うことができない場合は、これを提供者に委任することができます。

第7条 墓所使用料

1. 区画使用料（永代使用料）については、別途定めるものとします。

第8条 管理料／通信費

1. 区画使用料（永代使用料）には、墓地の環境を維持管理する費用が含まれています。したがって、年ごとの管理費の支払いは不要です。ただし、生前契約の場合には使用料とは別に、年 8,000 円の通信費を支払うこととします。
2. 提供者は、物価変動等の事由により、相当と認められる範囲で前項 1 に定める通信費を改定することができます。

第9条 墓地の管理

1. 墓地の環境整備および墓地の管理については 提供者が責任を負います。
2. 各使用者の使用区画より外に花木の枝が出た場合には、使用者の許可なく提供者が取り除くことができます。その他、まわりの区画に植えられた花木の成長を阻害するように花木が成長する場合には、墓所区画内の花木でも使用者の許可なく提供者が剪定をすることができるものとします。
3. 最後の埋骨ののち 10 年間は、同所の樹木が虫や病気や風水害により枯れたり倒れたりした場合、提供者は使用者の実費負担を条件に苗木を同所に植えることとします。
4. 管理者は、天変地異その他管理者の責任に帰すべき事由によらない墓地の損壊、または不法侵入者による樹木の伐採等の人災があった場合については、一切その責任を負わないものとします。
5. 使用者は、第 2 条の主旨を守るため、埋葬時や法要等の祭祀または墓参にあたり、線香等の火気の使用、供物等の使用はできません。また、用具その他を使用した場合には、すべて使用者の責任で使用後撤去しなければなりません。
6. 使用者は、墓参をする際に、安全上の理由から、事前に提供者に対し、電話・ファックス・郵便・インターネットメール等で連絡することとします。

第10条 使用者の債務不履行による契約の解除

使用者が次の各号の一に該当する場合には、提供者は使用者に対し 3 ヶ月以内に契約を履行するよう催告し、その間に履行がないときには、提供者は本契約を解除することができます。

1. 第 6 条の第 4 項、第 6 項に定めた使用の方法に違反して墓所を使用した場合。

2. 第6条の第7項の定めに違反して、墓所を第三者に使用させた場合。
3. その他、使用者が本契約の定めに違反した場合。

第11条 契約の継承

1. 使用者が死亡した場合には、使用者の祭祀承継者はできるだけ速やかに契約区画に埋骨を行うものとします。
2. 使用者が死亡し、祭祀承継者がいる場合には、使用者の名義変更届を提供者に提出し、本契約を継承することができます。
3. 使用者に祭祀承継者がいない場合には、提供者が責任を持って契約区画の維持管理を行うものとします。

第12条 使用者による契約の解除

1. 使用者は、埋骨以前であれば、1ヶ月以上前に提供者に契約解除を通知することで、いつでも本契約を解除することができます。
2. 埋骨後に改葬する場合は、使用者が埋蔵日時より5年未満の焼骨に限ります。
3. 本契約が解除された場合には、墓所に焼骨を埋蔵していなく、かつ、契約の成立後12ヶ月以内に限り、提供者は使用者に対して使用料の5割を返還します。
4. 本契約が解除された場合、すでに納付されている管理料については使用者に返還しません。

第13条 本規約の変更

本規約は、宗教法人真宗正信教会役員会の議決を以って改訂することができるものとします。

提供者 熊本県阿蘇郡産山村山鹿 278-2
宗教法人 真宗正信教会 代表役員 井 周以知